

# 京丹後市農林水産業施設等整備事業に係る分担金 徴収条例施行規則（改正案）

(目的)

第1条 この規則は、京丹後市農林水産業施設等整備事業に係る分担金徴収条例(平成16年京丹後市条例第164号)の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(分担金の減免)

第2条 条例第7条の規定による分担金を減免する要件と減免の割合は次表のとおりとする。

	減免する要件	減免の割合
1 地区の世帯数の合計が30戸未満である場合	(1)11戸から29戸まで	1/3
	(2)10戸以下	1/2
2 農林水産業施設等整備事業で、次に掲げる他課所管事業の施設を整備した場合	幹線農道(市道相当)。ただし、国府補助事業及び起債事業に限る。	10/10
	(2)幹線排水施設(河川)	10/10
	(3)防火水槽	10/10
	(4)防護柵等(急傾斜地対策事業)	9.8/10
	(5)営農飲雑用水施設(給水工事費に限る)。	10/10
	(6)農村公園	10/10
	(7)その他公共用地等の用地整備	10/10
3 市長が特に必要があると認めた場合		別に別に定める額。

(受益者等の届出)

第3条 農林水産業施設等の施行により利益を受ける者(以下「受益者」という。)

は、その代表者(以下「代表者」という。)となるべき者を定めなければならない。

2 代表者は、事業受益者名簿及び受益代表者の届(様式第1号)により市長に届け出なければならない。

(同意書の提出)

第4条 受益者は、工事を市が行うことに同意するときは、同意書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。この場合において、市長は、様式第3号により工事内容及び分担金の予定額を受益代表者に通知するものとする。

(委任状の提出)

第5条 受益者は、工事分担金の納付について、その納付を代表者に委任する場合は、分担金納付委任状(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の弥栄町農林水産業施設等の工事分担金に関する条例施行規則(昭和49年弥栄町規則第6号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この規則は、平成16年 月 日(又は公布の日)から施行する。



様式第2号(第3条関係)

同 意 書  
年度 事業 工事の施行については、市営事業として実施される  
ことに同意します。

年 月 日  
京丹後市長 様

受益者住所  
氏名  
(連署押印すること)

印

様式第3号(第3条関係)

第 号  
年 月 日

様

京丹後市長



工 事 内 容 等 通 知 書

年度 事業として実施する 工事について、京丹後市農林水産業施設等整備事業に係る分担金徴収条例施行規則第3条の規定に基づき、次のとおり通知します。

1 工 事 名

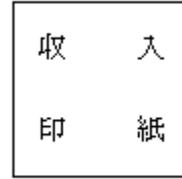
2 工 事 内 容

3 工 事 費 ( 予 定 ) 円

4 分 担 金 の 額 ( 予 定 ) 円

5 そ の 他

様式第4号(第4条関係)



分 担 金 納 付 委 任 状

私達は、

年度            事業            工事を市営で施行することに同意したので、  
を代表者と定め、分担金納付に関する一切の権限を委任します。

年    月    日

京丹後市長            様

受益者住所

氏名

(連署押印すること)

